

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令 概要

【趣旨】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）の施行に伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）を制定する。

【主な概要】

(1) 過疎地域の要件の算定方法等

- ・ 過疎地域の市町村から除かれる基準である公営競技収入額の要件等を定める。
- ・ 過疎地域の要件である財政力指数等の算定の際の端数処理の方法を定める。
- ・ 市町村の廃置分合等があった場合の財政力指数等の算定方法を定める。

(2) 過疎地域とみなす旧市町村の要件の算定方法等

- ・ 平成の合併前の旧市町村の人口減少率等について、市町村の廃置分合等があった場合の算定方法を定める。
- ・ 一部過疎市町村に関する法の規定の適用関係を定める。

(3) 支援措置の対象範囲等

- ・ 国庫補助等の嵩上げの対象となる交付金等を定める。
- ・ 過疎対策事業債の対象となる施設等を定める。
- ・ 都道府県による道路・公共下水道代行整備制度の手続等を定める。
- ・ 国庫補助の対象となる診療所の設置等に係る費用の範囲を定める。

(4) 昭和35年基準の適用に係る沖縄県の市町村の取扱い

- ・ 沖縄県の市町村に係る返還前の国勢調査の人口の取扱いを定める。

(5) 読替適用に必要な事項

- ・ 令和2年国勢調査等によって新たに過疎地域となる場合の国庫補助に関する規定の適用関係を定める。

(6) 経過措置

- ・ 過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）の失効に伴う経過措置を定める。
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）において過疎地域であった地域のうち過疎地域の要件を満たさなくなった地域への経過措置を定める。

(7) 他政令改正

- ・ 法及び令の施行に伴う他政令の改正

【施行期日】

令和3年4月1日（木）